

参議院改革協議会

協議員一覧（13名）

座長	松山	政司（自民）	田名部	匡代（立憲）	船後	靖彦（れ新）
	中西	祐介（自民）	石川	博崇（公明）	伊波	洋一（沖縄）
	堀井	巖（自民）	猪瀬	直樹（維新）	齊藤	健一郎（N党）
	渡辺	猛之（自民）	川合	孝典（民主）		
	小西	洋之（立憲）	井上	哲士（共産）		（7. 2. 20 現在）

選挙制度に関する専門委員一覧（12名）

委員長	牧野	たかお（自民）	小西	洋之（立憲）	井上	哲士（共産）
	滝波	宏文（自民）	石川	博崇（公明）	船後	靖彦（れ新）
	堀井	巖（自民）	片山	大介（維新）	伊波	洋一（沖縄）
	石橋	通宏（立憲）	川合	孝典（民主）	齊藤	健一郎（N党）
						（6. 11. 18 現在）

（１）検討の経緯

〔参議院改革協議会〕

参議院改革協議会は、参議院の組織及び運営に関する諸問題を調査検討するため、第210回国会の令和4年11月11日に設置された。また、本協議会の下に参議院選挙制度について調査検討するため、選挙制度に関する専門委員会が設置された。

第216回国会閉会後においては、本協議会を開かなかった。

第217回国会において、本協議会（松山政司座長）は5回の調査検討を行った。

まず、2月19日の協議会（第12回）では、「デジタル化、オンライン審議」のうち、委員会等における参考人のオンラインによる出席について、座長から報告書案が示され、同報告書案を参議院改革協議会報告書として議長に提出することを決定した。

5月14日の協議会（第13回）及び5月30日の協議会（第14回）では、参議院の在り方（二院制の下に参議院が担う機能・役割）について、協議員間の意見交換を行った。

6月6日の協議会（第15回）では、参議院の在り方（二院制の下に参議院が担う機能・役割、令和10年の通常選挙を見据えて検討すべき論点と今後の協議の進め方）について、各会派の協議員が意見表明を行った。また、本協議会の報告書を取りまとめて議長に提出し、通常選挙後の協議の土台として引き継いでいくとの方向性について、各会派の賛同を得た。報告書については、参議院改革協議会選挙制度に関する専門委員会報告書及び協議会におけるこれまでの協議の経過を盛り込むことを念頭に、座長において案を作成の上、次回の協議会までに各協議員に示すこととなった。

6月18日の協議会（第16回）では、本協議会における「参議院の在り方」、「参議院選挙制度」等

の協議結果について、座長から報告書案が示され、同報告書案を参議院改革協議会報告書として議長に提出することを決定した。

(報告書は参議院ホームページ参照)

(2) 協議会経過

〔参議院改革協議会〕

○令和7年2月19日(水)(第12回)

一、委員会等における参考人のオンラインによる出席について議長に報告書を提出することを協議決定した。

一、参議院の組織及び運営の改革について協議を行った。

○令和7年5月14日(水)(第13回)

○次の件について協議を行った。

イ、参議院の在り方に関する件

ロ、参議院の組織及び運営の改革に関する件

○令和7年5月30日(金)(第14回)

○次の件について協議を行った。

イ、参議院の在り方に関する件

ロ、参議院の組織及び運営の改革に関する件

○令和7年6月6日(金)(第15回)

○次の件について協議を行った。

イ、参議院の在り方に関する件

ロ、参議院の組織及び運営の改革に関する件

○令和7年6月18日(水)(第16回)

○議長に参議院改革協議会報告書を提出することを協議決定した。

(3) 参議院改革協議会設置要綱

参議院の組織及び運営の改革に関する協議会の設置要綱

第1 名称及び目的

参議院の組織及び運営に関する諸問題を調査検討するため、参議院議長(以下「議長」という。)の下に参議院の組織及び運営の改革に関する協議会(以下「参議院改革協議会」という。)を置く。

第2 構成

(1) 参議院改革協議会は、協議員15人以内をもって組織する。

(2) 前項の協議員は、議院運営委員会理事会において協議した結果に基づき、議長が委嘱するものとする。

第3 運営

- (1) 参議院改革協議会の調査検討の対象は、参議院の組織及び運営の改革に関する次の事項とする。
 - ① 議長が各会派代表者懇談会を開いた上で又は独自に、必要と認めて付議する事項
 - ② 参議院改革協議会が必要と認める事項
- (2) 参議院改革協議会の座長は、同協議員の中から議長が委嘱するものとする。
- (3) 議長、副議長及び議院運営委員長は、随時、参議院改革協議会に出席し、発言する。
- (4) 参議院改革協議会は、必要と認める者から意見を聴取することができる。
- (5) 参議院改革協議会における調査検討の結果、その意見を決定するには、全会一致となるよう努めるものとする。
- (6) 参議院改革協議会の運営についてこの要綱に定めのあるもののほかは、国会法による委員会の運営に準拠するものとする。
- (7) 議長は、参議院改革協議会から調査検討の結果の報告を受けたときは、各会派代表者懇談会に諮り、適切な措置を採るものとする。

第4 その他

- (1) 参議院改革協議会の設置は、議院運営委員会の決定によるものとする。
- (2) 参議院改革協議会の設置については、本会議に報告するものとする。
- (3) この要綱において「各会派代表者懇談会」とは、議長が主宰し、副議長、各会派の代表者と議院運営委員長が出席して従来慣行として開かれているものをいう。